第二十一条ただし書中「再輸入免税の適用除外」を「無条件免税」に、「第三十四条第一項第十七号」を「第三十二条第一項第十七号」に改める。

第二十五条第二項第一号中「第七八号」を「第七一号」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第八三号」を「第七六号」に改め、同号イ中「第〇九一〇・一一号の二の㈠」を「第〇九一〇・一一号の二の㈠のB」に、「第一二一一・九〇号の四」を「第一二一一・九〇号の四の㈠」に改め、同項第三号中「第一一五号」を「第一〇五号」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第一三八号、第一三四号、第八五号、第七八号、第一三号、第一一二号、第一一九号、第一二号又は第一二四号」を「第一二八号、第一二四号、第七八号、第七一号、第一三号、第一〇三号、第一〇九号、第一二号又は第一一四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　別表第一の第七六号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十七年三月三十一日までに輸入されるもの

イ　関税率表第二〇〇五・九九号の二の㈣のAの(b)に掲げる物品

ロ　関税率表第二八・一一項、第六五・〇四項、第七〇・〇七項又は第九〇・〇四項に掲げる物品（法第八条の二第一項第三号に規定する税率の適用を受けるものに限り、法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。）

第二十五条第三項を次のように改める。

3　法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、第二〇号、第二一号、第二九号から第三二号まで、第三四号、第四五号、第四八号から第五三号まで、第五七号、第六二号、第六三号、第六九号、第七〇号、第七三号から第七五号まで、第七九号、第八〇号、第九一号から第九三号まで、第九六号、第一〇〇号、第一〇一号、第一〇四号、第一〇六号、第一〇七号、第一一〇号、第一一二号から第一二三号まで、第一二七号、第一三〇号、第一三一号、第一四〇号及び第一四二号から第一四四号までに掲げる国とする。

第三十二条及び第六章を削る。

第三十四条第一項第二号中「第四十七条第二項」を「第四十五条第二項」に改め、第七章中同条を第三十二条とする。

第三十五条第七項中「第四十七条第二項」を「第四十五条第二項」に改め、同条を第三十三条とする。

第七章を第六章とする。

第八章中第三十六条を第三十四条とし、第三十七条から第三十九条までを二条ずつ繰り上げる。

第八章を第七章とする。

第九章の章名中「自由貿易地域等」を「国際物流拠点産業集積地域」に改める。

第四十条の見出しを「（国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例を適用しない貨物）」に改め、同条第十三号中「第一〇〇八・六〇号」を「第一〇〇八・六〇号の二」に改め、第九章中同条を第三十八条とする。

第四十一条第一項第二号中「旅客ターミナル施設」を「旅客ターミナル施設等」に、「第四十四条」を「第四十二条」に改め、同項第三号中「第五十条第二項」の下に「（保税蔵置場の許可の特例）」を加え、同条を第三十九条とし、第四十二条を第四十条とする。

第四十三条第一項中「便名」の下に「又は乗船しようとする船舶の名称」を加え、同条第二項中「旅客ターミナル施設」を「旅客ターミナル施設等」に改め、同条第三項中「搭乗券」の下に「又は船舶の乗船券」を加え、同条を第四十一条とし、第四十四条を第四十二条とし、第四十五条を第四十三条とする。

第九章を第八章とする。

第十章中第四十六条を第四十四条とし、第四十七条を第四十五条とする。

第十章を第九章とする。

別表第一中第一八号及び第一九号を削り、第二〇号を第一八号とし、第二一号から第二四号までを二号ずつ繰り上げ、第二五号を削り、第二六号を第二三号とし、第二七号から第二九号までを三号ずつ繰り上げ、第三〇号を削り、第三一号を第二七号とし、第三二号から第四六号までを四号ずつ繰り上げ、第四七号を第四三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四四	コソボ

別表第一中第四八号を第四五号とし、第四九号から第五一号までを三号ずつ繰り上げ、第五二号を削り、第五三号を第四九号とし、第五四号から第五七号までを四号ずつ繰り上げ、第五八号を削り、第五九号を第五四号とし、第六〇号から第六五号までを五号ずつ繰り上げ、第六六号を削り、第六七号を第六一号とし、第六八号から第七六号までを六号ずつ繰り上げ、第七七号を削り、第七八号を第七一号とし、第七九号から第九〇号までを七号ずつ繰り上げ、第九一号を削り、第九二号を第八四号とし、第九三号から第一〇七号までを八号ずつ繰り上げ、第一〇八号を削り、第一〇九号を第一〇〇号とし、第一一〇号から第一一三号までを九号ずつ繰り上げ、第一一四号を削り、第一一五号を第一〇五号とし、第一一六号から第一五五号までを十号ずつ繰り上げる。

（コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令の一部改正）

第四条　コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「積卸」を「積卸し」に改め、同条第三号中「第九条」を「第八条」に改める。

第八条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第九条中「並びに国内運送をした事実の有無」を削る。

第十条を削り、第十一条を第十条とする。

第十二条第一項中「第九条」を「第八条」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「第十条」を「第九条」に改め、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

第十五条中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条第一項及び第二項中「第十五条第二項」を「第十四条第二項」に、「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条第一項中「第十四条第二項（法第十五条第二項」を「第十三条第二項（法第十四条第二項」に改め、同項第一号中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項第二号中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第二項中「第十四条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条を第十七条とし、第十九条を第十八条とする。

第二十条中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

（税関関係手数料令の一部改正）

第五条　税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の五の見出しを「（国際物流拠点産業集積地域に係る手数料の軽減等）」に改め、同条第一項中「（総合保税地域の許可」を「（指定保税地域等」に改め、同条第二項及び第三項中「（保税蔵置場等の許可）」、「（手数料）」及び「（手数料の軽減）」を削る。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号及び第二十四条第三号中「自由貿易地域等」を「国際物流拠点産業集積地域」に改める。